

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成19年3月29日(2007.3.29)

【公開番号】特開2005-227874(P2005-227874A)

【公開日】平成17年8月25日(2005.8.25)

【年通号数】公開・登録公報2005-033

【出願番号】特願2004-33722(P2004-33722)

【国際特許分類】

**G 0 6 Q 30/00 (2006.01)**

**H 0 4 B 5/02 (2006.01)**

**H 0 4 N 7/173 (2006.01)**

**G 0 9 G 5/00 (2006.01)**

【F I】

G 0 6 F 17/60 3 2 6

H 0 4 B 5/02

H 0 4 N 7/173 6 2 0 Z

G 0 9 G 5/00 5 1 0 B

【手続補正書】

【提出日】平成19年2月7日(2007.2.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 1 2 8

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 1 2 8】

通信モジュール81は、図8の通信部39を制御して通信を行う。ユーザ制御許可入力モジュール82は、PMDに対するアクセスの許可のユーザの指定を受け付ける。許可項目確認モジュール83は、サービスシステム24からアクセス要求があったPMDについて、そのアクセス可否を判断する。なりすまし防止モジュール84は、サービスシステム24の、いわゆるなりすましを防止する。処理(なりすまし防止処理)を行うPMD変更モジュール85は、PMDの変更を制御する。DBアクセスモジュール86は、ユーザ制御許可入力モジュール82乃至PMD変更モジュール85の指令(要求)に基づいて、PMDB72にアクセスし、PMDの読み出しちゃは変更を行う。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 2 6 1

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 2 6 1】

また、図17では、pBase23は、図12で説明したPK22と同様に、PK合言葉、サービス合言葉、PK22のユーザID、およびサービスシステム24のサービスIDを記憶しているものとする。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 3 2 9

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 3 2 9】

一方、図21では、属性「なりすまし防止方法」の属性値が、「合言葉方式」となっている。PK22と、例えば、サービスID1に対応するサービスシステム24との間で、図11の処理が行われ、ステップS82において、「合言葉方式」を表すコードが、確認コードとして生成された場合、図21に示したように、属性「なりすまし防止方法」の属性値は、「合言葉方式」とされる。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0369

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0369】

次に、図23のPKシステムにおいて、例えば、ユーザのPK22とpBase23とに同一のPMDが記憶されていたとしても、図24のパーソナライズ処理が行われた場合、公共PC101が、ステップS505において、PK22に送信する環境データであるPMDによって、PK22が記憶しているPMDが更新されると、PK22とpBase23とに記憶されているPMDは、異なるものとなる。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0423

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0423】

ステップS665において、サービスシステム24のサービスIDに対応付けて記憶されているサービス合言葉と、サービスシステム24からのサービス合言葉とが一致しないと判定された場合、即ち、サービスシステム24がなりすましである可能性が高い場合、PK22は、サービスシステム24からのサービスの提供を拒否することを表す拒否信号を、準静電界通信によって送信する。

【手続補正6】

【補正対象書類名】図面

【補正対象項目名】図13

【補正方法】変更

【補正の内容】

【図13】  
図13

